

交流事業の取扱いについて

交流事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

交流事業の取扱いについて

地域間交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

「語学指導等を行う外国青年招致事業」については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。

友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携又は棲分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会（仮称）を新市において設置する。

平成16年3月25日確認 大野郡5町2村合併協議会